

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	過渡現象記録装置のデータ送受信機能の不具合により、プラント運転関連データが蓄積できないため、当該装置を点検・修理	D	
2	3号機	燃料プール冷却浄化系の復水貯蔵タンク入口前弁の浸透探傷検査において、弁棒に指示模様が認められたため、当該弁棒を交換	D	
3	5号機	所内ボイラ（A）の脱酸剤注入配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	5号機	所内ボイラ用脱酸剤注入ポンプに動作不良（注入不良）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
5	5号機	不活性ガス系液体窒素蒸発器の温度調整弁バイパス弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	5号機	不活性ガス系液体窒素蒸発器の給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	6号機	不活性ガス系の移動式炉内中性子計測装置への窒素ガス供給入口弁に開閉動作不能（中間開位置で固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニューール排出弁の点検において、弁体、弁座及び弁指示棒部に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
9	集中環境施設	換気空調系冷凍機（B）用圧縮機内の歯車締付ボルト（新品）を規定トルクで締付けたところ、3本中、1本に破損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
10	集中環境施設	主プロセス建屋主排気ダクトのトリチウム捕集装置用冷凍機（A）に冷却性能低下が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
11	集中環境施設	換気空調系廃棄物処理エリア送風機（B）の出口ダンパに動作不良（全閉不良）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
12	その他	福島県沖を震源とする地震後の現場パトロールを行った結果、2号機放水口モニタ記録値に変動が認められたため、対応検討	C	
13	その他	「業務教育計画・実績表」作成の際、新版の様式を使用すべきところ旧版を使用してしまったため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで